

## 欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

- 2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第1号）を担当教員に提出しなければならない。
- 3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第2号）を添えるものとする。
- 4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1) 忌引

- ア 1親等及び配偶者は、7日以内（休日等を含む）
- イ 2親等は、5日以内（休日等を含む）

- (2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症
  - (3) 裁判員制度による裁判所への出廷
  - (4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験
- 5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内までに、公欠席願（様式第3号）を教務課に提出しなければならない。
- 6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

(公欠席と手続)

第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

- (1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回
- (2) 1個学期の授業回数が15回の場合は、2回
- (3) 1個学期の授業回数が30回の場合は、4回
- (4) 上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和3年10月27日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和4年12月28日）

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

## 別表（第3条関係）

## 「公欠席」対象項目と手続等

公欠席対象項目	添付資料	対象者	備 考
忌引	公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。	1～4年次	
感染症*	診断書、または感染したことが確認できる書類	1～4年次	*学校保健安全法施行規則で定められた感染症。 事後に診断書等を添付し申請
裁判員制度による裁判所への出廷	裁判所からの通知書等	1～4年次	
教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験	参加することが分かる書類等	1～4年次	